議案第63号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和４年11月７日提出

養父市長　　広　瀬　　栄

記

１　相手方

[redacted]

２　事案の概要

令和４年７月５日、養父市大屋町若杉地内の旧若杉分校跡地の石積み擁壁が自然崩落し、隣接する[redacted]氏所有の住宅建物の一部を損壊及び家財の破損をさせたものである。

３　損害賠償の額

3,071,104円